

排水設備工事の注意事項

1. 排水設備工事確認・検査申請書について
 - ①確認申請書は工事を着手する5日前までに提出
 - ②検査申請書・開始届・完成届は工事が完了した日から5日以内に提出
(農集排・町設置浄化槽は完成届の提出は不要)
 - ③工事指定店名欄に、会社名の住所・電話番号、責任技術者名を必ず記入すること。
2. 排水設備工事は「増設・改造・撤去」も申請が必要
 - ①撤去は中止・廃止届を必ず提出
 - ②水道メーターを「他の地番に移動・撤去」したかを調査事項に記入すること。
3. 排水設備工事で浄化槽からの切替を行った場合は、吾妻環境森林事務所に「浄化槽廃止届」を提出すること。
4. 排水設備工事確認・検査申請書の作成は「記載例」を参考にすること。
5. 排水設備の検査の方法などは「排水設備の検査について」で確認すること。
6. 公共マスの高さを着工前に確認
※公共マスの深さが足りず、つなぎ込みができない場合は、町で公共マスを下げる工事を行いますので報告をお願いします。また、工事に時間がかかる場合も有りますのでご了承下さい。
7. 公共マスとの高低差で管勾配が2%で施工できない場合は、塩ビ管に限り管勾配を1%にして施工しても良い。
8. 雨水のつなぎ込みは禁止
※ただし、外水道は屋根が有り、雨水・土砂等が入らなければつなぎ込みを認める。
9. ボイラー等のドレインは雨水マスにつなぎ込む。
※ただし、雨水マスが無い場合は排水マスへのつなぎ込みを認める。
(排水マスにつなぎ込む場合はトラップを付ける。)
10. ホルソー分岐の使用は原則禁止
※ただし、公共マスが深く土留めを使用しなければ施工できない場合などで、つなぎ込みが困難な場合は事前の協議により使用を認める。
11. ディスポーザーは事前の協議を行う。
※ディスポーザーの設置は認めていませんが、国土交通省が定めた旧建築基準法に基づく大臣認定を取得したもの、又は「中之条町ディスポーザー排水処理システム性能基準」に適合したもので、管理者が認めた製品であれば設置することがでる。
12. 排水ヘッダーを使用する際には、機能や施工条件、維持管理の方法などを十分に理解したうえで使用すること。
※使用に当たっては「床下集合配管システム（排水ヘッダー）の注意点」を参考にすること。